

【研究ノート】

教職課程における「学校安全」

—教育行政論における危機管理についての講義より—

鳴 海 昌 江

教職課程における「学校安全」

——教育行政論における危機管理についての講義より——

鳴 海 昌 江

Masae NARUMI

目次

1. はじめに
2. 学校安全をめぐる教育の動向
3. 「学校安全教育」における実践
4. 今後の課題

[要旨]

今日の学校教育の課題の1つに「学校の安全・安心」がある。学校を取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちのかけがえのない命を守るための教師の意識改革と一層のスキルの向上が強く求められるとともに「特別活動」における指導を教育課程に位置付けていかなければならない。このことを踏まえ、「学校安全」について教員養成段階でどのような学びが必要とされるのかを、「教育行政論」及び「社会科教育法」での実践をもとに考察し、今後のあり方を模索したものである。

1. はじめに

東日本大震災の津波によって犠牲となった宮城県石巻市立大川小学校の児童の遺族が学校と行政に損害賠償を求めた訴訟は最高裁判所の上告棄却により、危機管理マニュアルを整備する義務を怠った過失を認めた仙台高等裁判所の判決が確定することとなった。

これは、子どもの命を守る学校と教職員の責務の大きさを厳しく指摘し、また、その範囲を広く認めたものである。これまでの安心・安全に対する学校体制や教員の研修では到底及ばない範囲の責務を学校に求めたと言わざるを得ない。

札幌市においても一昨年9月の胆振東部地震を受け、教育委員会が防災教育の推進を重点目標に掲げ、小学校、中学校各2校、高等学校1校の計5校がモデル事業として、授業で

防災教育を行うなどの取り組みを行っている。

本稿では、子どもの命を守ることに視点を置き、「教育行政論」における学校安全（危機管理、防災等）に関する実践をもとに、今後教職課程で取り組むべき教員の資質向上における課題について考察するものである。

2. 学校安全をめぐる教育の動向

学校では、学校保健安全法に基づき「学校安全計画」の策定が義務付けられ、学校生活全体を通して、安全・安心を担保することが求められている。

学校安全にかかわる課題は、自然災害、火災、交通事故等が主であった時代が長く続いたが、近年の学校を取り巻く社会の変化は、新たな安全上の課題を生じさせている。その象徴となったのが、平成13年6月の大阪教育

大学附属池田小学校の児童殺傷事件である。この事件は、「開かれた学校」を推進していた学校現場を震撼させ、文部科学省（以下文科省）は直ちに「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」を発出した。

また、平成17年の白書において、「学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要があります。」とし、学校安全を強くアピールした。

平成29年3月31日、中央教育審議会の審議を踏まえ学校保健安全法に基づき「第2次学校安全の推進に関する計画」を通知した。これは、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示すものである。

文科省は、「第1次計画期間中には、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等が自らの命を守るために主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、実践的な安全教育の推進とともに、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進されてきました。」とした一方、「安全教育に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、取組が十分とは言えない地域や学校も見られます。」として、学校安全に関する危機意識の低さも指摘している。

以下に講義で取り上げた学校安全にかかわる文部科学省通知等を列記する。

- 第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）（平成29年3月31日）
- 落雷事故の防止について（依頼）（平成29年7月20日）
- 心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について（依頼）（平成26年8月13日）
- 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）（平成20年5月7日）

○「学校の危機管理マニュアル—子どもを犯罪から守るために—」の作成について（平成20年1月7日）

○幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（平成17年11月25日）

○学校安全緊急アピール—子どもの安全を守るために—（平成16年1月20日）

また、来年度小学校から全面实施される学習指導要領では、今回改定で初めて、「特別活動」の内容（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全のウに「前略…事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」が盛り込まれ、特別活動の学習の中で取り上げていくことが示された。

学校安全は子どものかけがえのない命を守ることである。学生には、子どもが学校生活で命を失うことは、決して「あってはならないこと」であり、子どもは未来を生きることが絶たれてはならないと厳しく教えている。

3. 「学校安全教育」における実践

教員養成段階における資質向上の動きの中で、教育職員免許法改正（及びその施行規則の則改正）に伴う大学教職課程カリキュラムの改編が2019年度から実施された。

教職課程再課程認定等に関する説明会資料1-1「教育職員免許法・同施行規則の改正及び教職課程コアカリキュラムについて」（文部科学省初等中等教育局教職員課）の冒頭には、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成27年12月21日中央教育審議会）」が示され、【養成】における4つの課題として、「教員となる際に最低限必要な基礎的基盤的な学修」「教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善」などがあげられている。

資料1は本稿で取り上げる「教育行政論」で実際に提出した対応表である。

機を予測し、事前に防ぐ能力、危機時の的確な判断力と措置能力、事後には原因探究力と事後処理能力などが求められる。」¹⁾

講義では、① 予測する力、② 対応する力、③ 備える力、として、講義を構成している。

例として、第12回の講義「危機管理」の構成について述べる。

【ステップ1 予測する力】

考察1 危機管理とは何か？ あなたの考えを書きなさい。

各自、ワークシートに記入後、グループワークで検討し、全体で共有する

考察2 学校管理下で起こりうる事故にはどのようなものがあるか、学校生活の様々な場面を想定し、グループで話し合ってみよう。

資料2 ワークシート

校種	学校生活の場面	起こりうる事故の内容
	例)家庭科の授業中	調理実習で鍋を落とし火傷した
	例)登下校中	不審者に声を掛けられた



起こりうる事例を全体で共有する

グループワークで、学校事故を予測したものを板書し、全体で共有する作業を通し、学校生活の様々な場面で起こりうる事例を具体的に説明していく。

その際、学校管理下とは何か、そして学校や教師に関わる法的責任を確認している。

【学校管理下とは】

場 面	具体例
授業中	各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動など
課外活動中	部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
休憩時間中	始業前、業間休み、昼休み、放課後
登下校中	登校中、下校中
その他	鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など

学校事故の法

- 国家賠償法
- 第1条〔公務員の不法行為と賠償責任、求償権〕
- 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

また「小学校では、なぜ廊下を右側通行させるのか。どうして窓枠に腰掛けてはいけないと注意するのか。」「アナフィラキシーショックとは何か。どのように対応するのか。」「放課後の事故で最も多いものは何か」「通学路を外れた事故は補償の対象になるのか」「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、教員の注意義務がどう違うのか」等の具体例を通して学校安全について考察させ、意見を発表させることも大切にしている。

【ステップ2 対応する力】

事例を示し、グループで考察後、全体の前

でグループごとにどのように対応するのかを演じさせている。

「さすまた」などの学校に備え付けられている用具も使用し、役割分担させたうえで実演することを通し、自分事として理解を深め、実際の現場での臨機応変な対応を身に付ける動機づけとしている。そして、様々な事件・事故の報道を看過せず、常に自分はどうするかという問題意識を持ち、危機意識を育てていくことを指導している。



役割分担して、不審者対応をする学生

【ステップ3 備える力】

創価大学の関田一彦氏は、「教員養成に不可欠の大学教育メソッドは何か？」ⁱⁱの中で、教師教育におけるケースメソッドの有効性を主張している。「教職に就くために必要な知識・技能を学ぶために履修しているはずなのに、学んでいる内容が、自らが近い将来行うであろう教育活動と結びついていない学生がいる。」ことを指摘し、学生の問題と同時に学ぶ内容の意義づけや関連付けの仕方を教えることが欠けている講義内容になっていないかを問うている。

また、追手門学院大学の井ノ口淳三氏は、『学生相互の学びあいをめざして』の中で、「授業を通して受講生が互いに学びあう機会をもち、それを契機にして自ら課題を見つけ、自己の必要とする力量形成に向かっていくことである。特に教師をめざす学生には、学びあ

う授業の意義に気付いてほしいと願っている。」ⁱⁱⁱと述べ、学生相互の学びあいの重要性和、それが将来「学び続ける教師」へとつながっていくことを指摘している。

教育行政論の講義においても、これまでの学校生活における、生徒としての体験と関連付けながら、今後教員という立場でどのように対応していくことが大切であるかを考えさせるようにしている。

講義で配布しているワークシートには「学校には多くの危機が潜んでいる。大きな危機を防ぐためには、日常の教師の危機管理（点検・研修・訓練）と子どもたちへの教育が大切である」とし、ハインリッヒの法則を示し、小さな事象に危機の芽を発見し、そこに対応していくことで、重大事故の抑止につながることを、私の現職時代の事例を挙げて説明している。

前述したように、学校現場で起きている様々な事例を自分事（じぶんごと）として捉え、「自分であればどうするか」「どのような行動が望ましいのか」という意識で先輩の体験や報道等に接し、学生同士で学び合うことが大切である。講義では、そのきっかけとしてグループワークで事例を検討させているのである。

また、AEDの使用等、救急救命講習の受講や、アナフィラキシーショックの際のエピペンの使用など、緊急時に躊躇せず対応できる心構えとスキルを身に付けておくことも教職課程の段階で行っておくことが望ましいと考えている。

本学で9月に実施された、学生も参加させての防災避難訓練時には、学校現場で児童生徒に指導していることも含めて学生に伝えることができ大変良い機会となった。今後も、外部との連携も含め、体験的学びを取り入れていくとともに、教職課程全体で、子どもの命を守るというテーマでの講義を組み込んでいくことができればと考えている。

例えば、「社会科教育実践指導」は主として中学校社会科の授業実践を学ぶ科目であるが、地理または公民の授業で、区役所からハザードマップを入手し、それを活用した模擬授業を必ず行っている。学校安全は、科目横断で推進していくことで、子どもたちが多角的な視点で命を守る行動ができるようになると考えられるからである。



ハザードマップを活用しての模擬授業の様子

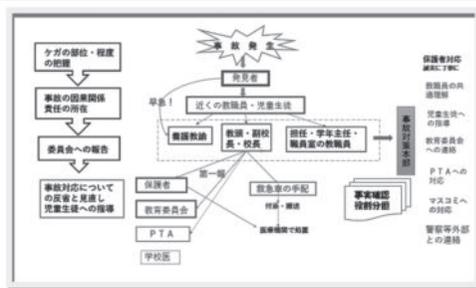
講義で使用しているスライドの中から、学校における事件・事故の事例研究の部分を添付した。

**学校事故が起こった時、
どのように対応しますか？**

あなたの判断が、子どもの命にかかわります。

演 習

事例 1
球技大会が近づいたある日の昼休み、体育館でバスケットボールの練習をしていた男子生徒A君が、バレーボールを走っていたB君さんと激しく衝突。B君さんは体育館の床に頭を強く打ち意識不明の状態となった。体育館に居合わせたC先生はどのように対応したのかを考えなさい。



演 習

事例 2
ある日の授業時間中、見慣れない男が、学校の玄関をのぞき込んでいる。ちょうど通りかかったA先生は不審に思い、どう対応すべきか考えている。A先生はその男にどのように対応すべきでしょうか？

A先生 = 発見者

- 1 不審者かどうかを見分ける（名札・リボン等をつけているか）
凶器の所持・不自然な言動はないか。保護者であれば子どもの名前等言えるか
- 2 声をかけて要件をたずねる。
児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせない
一人で対応しない 背を向けない
- 3 正当な理由がない場合は退去を求める。安全な距離を取り丁寧に話しかけて！
退去しない場合は不審者とみなし他の教職員に応援を求め110番通報する。

毅然とした態度で対応する。
撃退するより児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないことを最優先にする。
侵入した場合は、児童生徒の安全を第一に考えて避難か教室待機かを考える。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去後、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けさせる。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施設する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。



グループで話し合う学生の様子

4. 今後の課題

教師は子どもの命を守ることが最大の責務であると私は考えている。

不登校やいじめなどの学校課題のほかに、何の落ち度もない子どもが登下校中不審者によって殺傷され、また、大型台風による大規模な水害等の被害によって多くの人命が失われるなどいたましい出来事が相次いでいる。

教師は、学校の内外で子どもの命を守るとともに、子ども自身が自分の命を守ることも教えていかなければならない。

来年度小学校から全面実施される学習指導

要領では、特別活動の内容に「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」が盛り込まれ、ホームルームや学校行事等を通して子どもたちに何を伝え、行動できるように具体的に示すのかが問われていく。

教員養成課程でもそれに対応できるように講義内容を考えていくことが求められるものとする。

教職課程は、教員の養成段階に位置する責任の重い講義を担当して。今後は、より実践に即した講義を行うとともに、学生が課題意識をもって講義に積極的に参加する講義内容と方法を更に工夫していきたいと考えている。

【参考文献】

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

「学校の危機管理マニュアル—子どもを犯罪から守るために—」平成19年11月 文部科学省
小学校新学習指導要領改訂の要点 総合初等教育研究所 文溪堂 2017年

高階玲治 見てわかる学校の危機管理マニュアル 東洋館出版 2001年

- ⁱ 高階玲治 シリーズ学校力5 学校の安全を守る「危機対応力」2005年 ぎょうせい p.19
- ⁱⁱ 上條晴夫『教師教育 いま、考えるべき教師の成長とは一。』さくら社 2015年 p.89
- ⁱⁱⁱ 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会『教師を育てる』ナカニシヤ出版 2010年 p.21

